

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

## [憲法]

2022年1月15日(土)

13:20~14:20

### 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[憲法] (60点)

「君が代」の歴史について学んだことから、公立学校の入学式や卒業式で行われる「国歌斉唱」に対しては、批判的な立場に立っており、児童たちに「君が代」を歌わせることはできないという強い信念を抱いていた。Xは、着任後1か月が経過した頃、B小学校の校長Cから、次回以降の入学式と卒業式ではピアノ伴奏による国歌斉唱を行いたいので、伴奏を引受けてほしい旨の依頼を受けた。Xは、自己の上記信念をCに説明した上で、伴奏

式における国歌斉唱に際して、ピアノ伴奏を行うこと」を命じ、これは職務命令であるから従わない場合には懲戒処分を科せざるを得ない旨を告げた。その後約10か月が経過して

# 法律科目試験

## [刑法]

2022年1月15日(土)

14:40~15:40

### 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。

[刑法] (60点)

次の【事例】を読んで、(1)及び(2)の問いに答えなさい。

【事例】

- 1 甲は、他人の親族に成りすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金を騙し取ろうと考え、乙と詐欺の犯行計画を練った。そのうえで、乙が、電話での

調達すること、甲が、受け子が被害者から現金の入った荷物を受け取った後、それを受け取り甲自身に手渡す「回収役」を調達することを決めた。直ちに乙は、遊び仲間の丙に、

犯行計画を打ち明け、高額の報酬で受け子を引き受けさせた。

- 2 某年1月17日、乙は、複数回にわたり、A方に電話をかけ、A(80歳)に対し、電

話の相手がAの息子であり、現金を至急必要としているので、Aの息子のため代わりに行く上司Bに現金を渡してもらいたい旨を言った。同日、受け子丙は、指定場所において、Bに成りすまして、Aの息子のために現金を預かるものとAを誤信させ、Aから現金150万円の入った封筒(以下「本件封筒」という。)を受け取った。

- 3 Xは、約3か月前から、地元の先輩である甲にその都度指示されて、丙から預かった荷

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

## [民法法]

2022年1月15日(土)

16:00~18:10

### 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、4ページです。
- 2 問題は民法2問、民事訴訟法1問、商法1問の計4問、解答用紙は民法2枚、民事訴訟法1枚、商法1枚、下書用紙は1枚です。民法は問題ごとに解答用紙があります。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 17時00分以降18時00分までの間については、解答用紙を提出して退出することができます。退出後、試験室に戻ることはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[民法] (80点)

次の第1問及び第2問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

第1問 (40点)

Aは甲土地を所有していたが、その管理についてはBに代理権を授与して委ねていたと

ころが、Bは、自分には甲土地の売却に関する代理権がないことを知りながら「Aは、Bに対して、甲土地の売却に関する一切の権限を付与する」旨が記載されたAの委任状を偽造した。さらに、Bは、事情を全く知らないCに対して上記委任状を提示して、甲土地の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。Cは、上記委任状を見て、印鑑証明書を添えた実印が押印されていることから間違いなくBにAの代理権があると判断し、Bが甲土地の売却に関する代理権を有していると信じて疑わなかった。

なお、本件売買契約の売買代金は、Bが売り急いでいたこともあって当時の時価より30

万円をBに支払った。残代金の支払、甲土地の引渡し、及び、甲土地の所有権移転登記については、翌月の決済日に行うこととされていた。

第2問(40点)

Aは甲土地を所有していたが、2021年8月1日、Bに1000万円で売却した。Bは代金全額を支払済であったが、すぐに転売する予定だったので所有権移転登記手続きをしなかった。Bは、同年9月1日、甲土地をCに1200万円で転売した。Cは、代金を一括払したが、それから1週間以内に交付されるはずの移転登記に必要な書類がBから交付されな

Cは、甲土地の登記名義を取得するために、誰に対してどのような請求をすることがで

[民事訴訟法] (30点)

次の文章を読んで、(1) から (3) までの問いに答えなさい。

【事例】

Xは、「私Xは、母Aから相続した本件土地を単独で所有している。本件土地には、私の叔母(Aの妹)Yが、Y名義の本件建物を建てて居住している。しかし、Yが本件土地を利用するに至った経緯は不明であり、Yは本件土地を不法占拠しているものと思われる。そこで、この度Yには本件建物を収去し、本件土地を明け渡してもらうとともに、私が本件土地を相続して以来1年間の分だけでよいので、賃料相当損害金も支払ってもらいたい。」と主張し、Yに対して、所有権に基づく本件建物収去・本件土地明け渡し、及び、不法行為に基づく賃料相当損害金120万円の支払を求める訴えを提起した。これに対してYは、第1回口頭弁論期日に出席の上、「本件土地の所有者が元々Aであったこと、Aの死亡によりXが本件土地を相続したこと、及び、私YがAの生前から本件建物を所有し、継続して居住をしていることは認める。しかし、Aと私Yの間では、本件土地の利用に関して使用貸借契約を締結しており、Xは同契約上の地位を相続していると考えられる。そこで、Xの請求を棄却する判決を求める。」と陳述した。

(1) Yの下線部の陳述には、どのような効果が生じるか。根拠条文や民事訴訟における基本原則を指摘しつつ、説明しなさい。

【事例(続き)】

第1回口頭弁論期日の後、弁論準備手続期日が実施された。この期日では、Yの主張する  
重宝を証明する使用貸借契約書等の文書は存在しないこと、A及びYの弟であるBが、Yが

本件土地を利用するに至った経緯を知っていることが明らかになった。そこで、弁論準備手続終了後の第2回口頭弁論期日において、Bの証人尋問及びX・Yの当事者尋問が実施された。

(2) Bの証人尋問及びX・Yの当事者尋問が、弁論準備手続終了後の口頭弁論期日において集中的に実施されたのは、どのような理由によるか。根拠条文を指摘しつつ、2～3行で簡潔に説明しなさい。



[商法] (30点)

Y株式会社(以下「Y社」という。)の設立に際して、その唯一の発起人であるAは、定款の認証を公証人であるXに依頼したが、AはY社の設立後も認証料を支払っていない。

XはY社に対して未払の認証料の支払を請求することができるか、論じなさい。なお、Y社の設立定款には、設立費用に関する記載はない。